

様式第2（第8条関係）

放課後児童健全育成事業利用決定通知書

年 月 日

様

江南市教育委員会  
(公印省略)

放課後児童健全育成事業の利用を決定したので通知します。

児 童 氏 名				年 月 日 生
放 課 後 児 童 健 全 育 成 施 設 名				
利 用 期 間 ( 年 度 )	区 分	利 用 期 間		備 考
	通 年 利 用			4月1日から翌年3月31日まで
	長 期 学 校 休 業 日 の み 利 用	4 月		4月1日から給食開始日前日まで
		7 月		7月の終業式の翌日から7月31日まで
		8 月		8月1日から9月の始業式まで
		1 2 月		12月の終業式の翌日から12月28日まで
		1 月		1月4日から1月の始業式まで
3 月		3月の修了式から3月31日まで		

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江南市教育委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江南市を被告として（訴訟において江南市を代表する者は江南市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3（第8条関係）

放課後児童健全育成事業利用却下（保留）決定通知書

年 月 日

様

江南市教育委員会  
(公印省略)

放課後児童健全育成事業の利用については、次のとおり却下（保留）を決定したので通知します。

児童氏名	年月日生
却下の理由	
保留の理由	

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江南市教育委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江南市を被告として（訴訟において江南市を代表する者は江南市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5（第8条関係）

放課後児童健全育成事業利用取消・変更決定通知書

年 月 日

様

江南市教育委員会  
(公印省略)

放課後児童健全育成事業の利用の取消・変更を決定したので通知します。

児 童 氏 名	年 月 日 生
放 課 後 児 童 健 全 育 成 施 設 名	

(1) 取消事項

取 消 年 月 日	
取 消 決 定 の 理 由	

(2) 変更事項

変 更 年 月 日	
変 更 決 定 の 理 由	

変 更 決 定 の 内 容 ( 年 度 )	(1) 利用期間			
	区分	利用期間	備考	
	通年利用		4月1日から翌年3月31日まで	
	長期学校 休業日の み利用	4月		4月1日から給食開始日前日まで
		7月		7月の終業式の翌日から7月31日まで
		8月		8月1日から9月の始業式まで
		12月		12月の終業式の翌日から12月28日まで
		1月		1月4日から1月の始業式まで
3月		3月の修了式から3月31日まで		
(2) その他				

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江南市教育委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江南市を被告として（訴訟において江南市を代表する者は江南市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

放課後児童健全育成手数料減免（変更）決定通知書

年 月 日

様

江南市教育委員会  
(公印省略)

放課後児童健全育成手数料については、下記のとおり決定しましたので通知します。

児 童 氏 名	年 月 日 生
放 課 後 児 童 健 全 育 成 施 設 名	
1 減 免 す る	(決定の理由) (1) 児童の保護者が、生活保護法の規定による保護を受けているため、全額を減免する。 (2) 児童の保護者が、生活保護法に定める要保護者である場合等特に困窮していると市長が認めた世帯であるため、全額を減免する。 (3) 児童の保護者が、市町村民税非課税世帯であるため、2分の1を減免する。 (4) 児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものであるため、2分の1を減免する。
	(減免期間) 自 年 月 日 至 年 月 日
2 減 免 し な い	(決定の理由)

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江南市教育委員会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江南市を被告として（訴訟において江南市を代表する者は江南市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

口座振替利用者用

年 月 日

様

## お 知 ら せ

金融機関にて、あなた様の学童保育の手数料（放課後児童健全育成手数料）の  
月分の引き落としができませんでした。

つきましては、同封の納付書にて、年 月 日( )までに必ずお支払いをお願いします。また、今後は口座の残高等の確認も、あわせてお願いします。

期日までにお支払いできない場合は、下記へご連絡ください。

なお、滞納状況により、現在の利用登録の取り消しや次年度の利用申込みをお断り  
させていただく場合がありますので、ご注意ください。

本状を受け取られる前に納付済みの場合は行き違いですので、ご了承ください。

(連絡先)

江南市役所 こども政策課 交通児童遊園  
(0587) 54-1732

- ・お支払いは納付書に記載の金融機関または、交通児童遊園にてお願いします。  
(交通児童遊園は午前9時～午後5時まで開園しています。※土日祝日も開園しています。)
- ・登録口座の変更を希望される方は市内各金融機関又は市役所1F収納課にて手続きができます。

納付書利用者用

年 月 日

様

## お 知 ら せ

納付期限までに、あなた様の学童保育の手数料（放課後児童健全育成手数料）の 月分のご入金の確認ができませんでした。

つきましては、お手元の納付書にて、年 月 日( )までに必ずお支払いをお願いします。

期日までにお支払いできない場合、または納付書を紛失されたときは、下記へご連絡ください。

なお、滞納状況により、現在の利用登録の取り消しや次年度の利用申込みをお断りさせていただきます場合がありますので、ご注意ください。

本状を受け取られる前に納付済みの場合は行き違いですので、ご了承ください。

(連絡先)

江南市役所 こども政策課 交通児童遊園

(0587) 54-1732

- ・お支払いは納付書に記載の金融機関または、交通児童遊園にてお願いします。  
(交通児童遊園は午前9時～午後5時まで開園しています。※土日祝日も開園しています。)
- ・学童保育の手数料のお支払いは、便利で安全な口座振替のご利用をお願いします。  
口座の登録を希望される方は、市内各金融機関又は市役所1F収納課にて手続きができます。